

令和8年7月27日招集

第7回 狭山市農業委員会総会議事録

狭山市農業委員会

令和 8 年 第 7 回 狹 山 市 農 業 委 員 会 総 会

令和 8 年 7 月 2 7 日（月曜日） 開催場所 狹山市役所 6 階 6 0 2 会議室

議事日程

- 1 開会 午後 2 時
- 2 議事録署名委員の選任
- 3 議題
 - (1) 農地利用の最適化に係る活動及び農用地利用集積等促進計画(案)について
 - (2) 農地法第 3 条の規定による許可申請について
 - (3) 農地法第 5 条の規定による許可申請について
 - (4) 狹山都市計画生産緑地地区の変更について
- 4 協議及び報告事項
 - (1) 農地法第 3 条、第 4 条、第 5 条の規定による届出について
 - (2) その他
- 5 閉会 午後 4 時

本日の出席農業委員 13 名

1 番 浅 見 誠 次	2 番 落 合 房 子	3 番 渡 邊 隆 夫
4 番 増 田 棟 順	5 番 堀 口 一 男	6 番 齋 藤 栄 一
7 番 森 田 依 見 子	8 番 仲 川 知 範	9 番 室 岡 芳 浩
10 番 清 水 芳 則	11 番 大 野 博 文	12 番 下 村 辰 次
14 番 増 田 茂		

(本日の欠席委員)

13 番 安 藤 千 鶴

本日の出席推進委員 8 名

甲 田 善 徳	橋 本 貴 男	奥 富 一 利	筋 野 克 典
内 田 博 樹	片 岡 弘 幸	久 保 田 芳 彦	高 橋 弘 樹

職務のため出席した事務局職員

局長 三ツ木 淳 主査 北山 誠也

事務局	定刻になりましたので、これより令和８年第７回狹山市農業委員会総会を開催いたします。 開催にあたり、これまでどおりプロジェクターを使用してお確認いただきたく存じます。 議事の進行にあたり、ご意見等ございましたら、総会終了後に事務局へお願いいたします。 その他、配布資料としまして、 ・冊子のうねん ・農業委員会懇親会 ・農業委員会通帳の精算について ・農地利用最適化活動活性化研修会資料 ・利用状況調査について となります。 以上です。
局 長	本日の総会は、現に在任する委員の過半数以上が出席しておりますので『農業委員会等に関する法律』第２７条第３項の規定により、成立していることを報告いたします。 また、『狹山市農業委員会傍聴規定』第２条に規定します傍聴人につきましては、受付簿への記載はございません。 これより第７回狹山市農業委員会総会となりますが、最初に、会長からご挨拶を頂戴いたします。
会 長	【会長の挨拶】
事務局	ありがとうございました。 それでは、議事の進行をお願いいたします。
議 長	これより、第７回狹山市農業委員会総会を開催します。 始めに『狹山市農業委員会会議規則』第８条の規定に基づき、今回の議事録署名人を選任します。 今回は、議席番号７番 森田 依美子 委員と８番 仲川 知範 委員にお願いします。 <u>なお、１３番 安藤委員につきましては所用により、欠席する旨の届出がありましたので報告いたします。</u> 先ずは、第７回総会の概要について事務局から説明してください。

事務局	お手元の資料をご確認ください。本日の議題は全部で4議案となります。 なお、議案第1号における農用地利用集積等促進計画（案）については、農業振興課よりご説明申し上げます。 次に、地区別許可申請等一覧をご覧ください。 農用地利用集積等促進計画が、受入単位で堀兼地区2件、その他1件です。 農地法第3条許可申請はありません。 農地法第4条許可申請はありません。 農地法第5条許可申請が、奥富地区1件、柏原地区1件です。 相続税の納税猶予に関する適格者証明が、水富地区1件です。 以上です。
議 長	はじめに、『議案第1号 農地利用の最適化に係る活動及び農用地利用集積等促進計画について』を議題とします。 先に「農用地利用集積等促進計画について」農業振興課からの説明を求めます。
農振課	【農用地利用集積等促進計画についての説明】
議 長	説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。 質疑ございますか。 無いようでしたら、本計画について承認するかをお諮りします。 賛成の方の挙手を願います。 挙手総員です。 よって、本件を『承認』します。 事務局は、然るべき処理を進めてください。 農業振興課は、退室いただいて結構です。 【農業振興課の退室】 続いて、『農地利用の最適化に係る活動状況について』各地区の推進委員からの報告を求めます。 入間川地区の甲田推進委員から順にお願いします。

推進委員	1 入間川地区（甲田推進委員）、2 入曽地区（橋本推進委員）、3 堀兼地区（奥富推進委員、筋野推進委員、内田推進委員）、4 奥富地区（片岡推進委員）、5 柏原地区（久保田推進委員）、6 水富地区（高橋推進委員）
議 長	次に、『議案第2号 農地法第5条に係る許可申請について』を議題とし、審議いたします。 事務局からの説明を求めます。
事務局	今月の案件としまして奥富地区1件、柏原地区1件の申請がありました。 最初に奥富地区よりご説明いたします。 整理番号1番の事業計画者は、入間市在住の方、所有者は新狭山に在住の方。 土地の所在は大字上奥富字大ケ谷戸 外1筆 地目は全て田地積は合計で 655 m²。 転用目的は資材置場で、所有権の移転です。 立地基準につきましては、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地に区分されます。 一般基準につきましては、事業実施の必要性・確実性、適正な面積、他法令との調整、周辺への影響、被害防除措置、適正な用途などを総合的に判断し、適当であると考えます。 次に、柏原地区についてご説明いたします。 整理番号2番の事業計画者は、入間川に在住の方、所有者は柏原に在住の方。 土地の所在は柏原字宮ノ越 地目は畑 地積は 847 m²。 転用目的は車両置場で、所有権の移転です。 立地基準につきましては、上水管、下水道管又はガス管のうち二種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で、容易にこれらの便益を享受することができ、申請地からおおむね 500m以内に西武学園文理中学校と西武学園文理高校があるため、第3種農地に区分されます。 一般基準につきましては、事業実施の必要性・確実性、適正な面積、他法令との調整、周辺への影響、被害防除措置、適正な用途などを総合的に判断し、適当であると考えます。 以上です。
議 長	最初に整理番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。
担当委員	【担当地区からの意見】
議 長	整理番号1番について、質疑、意見はありますか。 質疑、無いようでしたら本件を許可相当とするかをお諮りします。 賛成の方の挙手を願います。

議 長	挙手総員です。 よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。
議 長	次に整理番号 2 番について審議します。地区担当の意見をお願いします。
担当委員	【担当地区からの意見】
議 長	整理番号 2 番について、質疑、意見はありますか。 質疑、無いようでしたら本件を許可相当とするかをお諮りします。 賛成の方の挙手を願います。 挙手総員です。 よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。
議 長	次に、議案第 3 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について、事務局からの説明を求めます。
事務局	議案第 3 号について、ご説明いたします。 申出者は、広瀬に在住の方。 申出地は、大字上広瀬字霞ヶ丘 他 1 筆 地目は全て畑 地籍は合計で 1,651 m²。 申出者の相続された農地は全て管理されており、今後も農業経営を行うとのことで本申出となったものです。 以上です。
議 長	議案第 3 号について、質疑、意見はありますか。 質疑、無いようでしたら本件を証明するかをお諮りします。 賛成の方の挙手を願います。 挙手総員です。 よって、本件を『承認』します。 事務局は、然るべき処理を進めてください。 以上をもちまして、本日の議題は終了しました。 次に、協議・報告事項に移ります。 質疑につきましては、全ての報告が終了した後一括して受け付けます。 それでは、1 番から順次、事務局の説明を求めます。
事務局	報告事項 1 「農地法の規定による届出について」 ご報告いたします。 スライドをご覧ください。 詳細は省略、件数のみを報告

事務局	報告事項2 「その他」について ・ 公共事業の施行に伴う一時転用の承認申出について 以上になります。
議 長	質疑ございますか。 質疑はないようです。 その他、委員から何かありますか。 事務局から何かありますか。
事務局	・ 農業委員会通帳の精算について ・ 農業委員会懇親会 ・ 農地利用最適化活動活性化研修会資料 ・ 利用状況調査について 以上です。
議 長	他にありますか。 無いようですので、これをもちまして第7回狹山市農業委員会総会を終了します。 ご協力ありがとうございました。